

第16次審査情報提供事例（歯科）

令和元年8月26日提供分

社会保険診療報酬支払基金

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

第16次審査情報提供事例（歯科）

No.	項目	提供事例	ページ
58	画像診断	原則として、顎変形症に対して歯科用3次元エックス線断層撮影の算定を認める。	1
59	処置	原則として、歯の鋭縁に対して咬合調整の算定を認める。	2
60	処置	原則として、乳歯に対して知覚過敏処置の算定を認める。	3

58 歯科用3次元エックス線断層撮影

《令和元年8月26日新規》

○ 取扱い

原則として、顎変形症に対して歯科用3次元エックス線断層撮影の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

顎変形症に対する診断や治療計画を立案する上で、顎骨や顎関節の形態等を3次元で把握するために歯科用3次元エックス線断層撮影の画像情報が有用な場合がある。

59 咬合調整③

《令和元年8月26日新規》

○ 取扱い

原則として、歯の鋭縁に対して咬合調整の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

歯の鋭縁が接触した場合に、歯又は歯周組織に対する過重圧がかかるため、これらの部位に対する負担を軽減するために咬合調整を行う必要が臨床上あり得るものと考えられる。

60 知覚過敏処置②

《令和元年8月26日新規》

○ 取扱い

原則として、乳歯に対して知覚過敏処置の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

乳歯については、解剖学的形態等により象牙質知覚過敏症が発症することがあり、知覚過敏処置を行うことが必要となる場合がある。